



こんにちは！ 日本共産党の

大名みえ子です

ご相談はお気軽にお寄せください

2008年 7月4日 95

〒319-1112

東海村村松2401-2

oona_toukai@yahoo.co.jp

電話・ファックス 029-284-0761

にぎやかに三世代交流会開かれる

押延自治会：ふれあい協力員サークル主催



6月28日土曜日、押延自治会ふれあい協力員サークル主催で、自治会内75歳以上の高齢者、子ども会のご協力をいただき三世代交流会が開かれました。参加者は約90名で、自治会上げてのレク大会に次ぐ規模の取り組みになりました。

会場としてお借りした中丸コミセン内には、高齢者・父母・子どもたちの笑顔があふれる楽しい企画となりました。私もサークルの一員としてこの交流会に参加しました。

ふれあい協力員と子ども会保護者会役員が各コーナーを受け持ちました

ちぎり絵コーナー

かわいいウサギのちぎり絵を作りました

お手玉コーナー

お手玉をつくり、高齢者から、2つ・3つのお手玉を使った遊びの実演が披露されました

竹とんぼコーナー

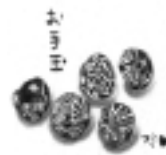
プラスチックと竹串を使った竹とんぼを作りました。トンボの羽根にはかわいい絵が描かれていました

輪投げコーナー

絆からお借りした輪投げセットを使って楽しめました

ビーンボーリングコーナー

絆からお借りしたセットを使い、腕が競われました



最後は全員参加でビンゴゲーム

家庭に残された不用品がステキな景品に早変わり。全ての参加者がビンゴを出し、景品をいただけるという安心したビンゴゲームでした



2008国民平和前行進東海村行進は6月29日行われました

今年50周年を迎えた平和行進。29日役場庁舎玄関前の出発式には村総務部長が歓迎と激励のご挨拶でご参加。行進参加者は、雨の中元気に旧核燃機構まで歩き通しました。

ＪＣＯ臨界事故による健康被害の損害賠償請求事件 裁判は高裁の場に。3日第1回控訴審を傍聴

(株)ＪＣＯから最も近くで操業中に被ばくした元大泉工業の大泉さんご夫妻が、ＪＣＯを相手に健康被害を受けたとした損害賠償を請求しての裁判は、第1審水戸地裁は、「原子力災害について民法による請求の余地がない」とする判決を下しました。

これを不当判決として、原告は控訴に立ち上がり3日、高裁にて第1回の裁判が行われました。控訴人側代理人は、「...事故後に発症した下痢や口内炎、うつ症状、皮膚症状の悪化等、診察医師も認める明らかな健康悪化。これを全く別問題として無視をした水戸地裁判決は、不当であるばかりか、法令解釈の誤りがある...」として陳述をしました。

多くの傍聴者が見守る中、ＪＣＯ側代理人の陳述は、「すでに第1審で明確に決着済みの問題で、控訴する意味がない...ストレスは被害者の会を立ち上げ、マスコミ攻めになったから、うつ症状は、事故発生前からあった...そもそも反原発の考えから行っているもの...」などと、驚くべき陳述を行いました。この陳述に血も涙もない代理人との声がささやかれていました。

東海産廃焼却施設反対住民の会ニュースNO.12より

みなさん、ごいっしょに傍聴しましょう！

行政訴訟

第3回裁判の日程が決まりました。住民の意見陳述も行います。傍聴には大型バスで参加します。大勢で傍聴し、裁判官に公正・公平な判断を求めましょう。詳細は後日に。

日時 7月16日(水)午前11時～ **場所** 水戸地裁法廷

仮処分

第2回裁判の日程が決まりました。傍聴ができるのは原告の方のみとなりますので、原告の皆様のご参加をぜひお願いします。傍聴は、自家用車乗りあわせを考えています。詳細は後日に。

日時 7月14日(月)午前10時30分～ **場所** 水戸地裁法廷